

平成 29 年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 平成 29 年 11 月 30 日
2. 招集の場所 可児市役所 5 階第 1 委員会室
3. 開 会 平成 29 年 11 月 30 日 午前 10 時 25 分 委員長宣告

4. 審 査 事 項
協議事項

- (1) 陳情第 6 号 「桜ヶ丘ハイツ櫛ヶ丘地区内における大規模太陽光発電施設の計画について」 審査のために陳情者を参考人招致することについて

5. 出席委員 (7名)

| | | | |
|-------|---------|---------|---------|
| 委 員 長 | 高 木 将 延 | 副 委 員 長 | 野 呂 和 久 |
| 委 員 | 伊 藤 健 二 | 委 員 | 川 上 文 浩 |
| 委 員 | 酒 井 正 司 | 委 員 | 渡 辺 仁 美 |
| 委 員 | 大 平 伸 二 | | |

6. 欠席委員 なし

7. 職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------------|---------|------------------|---------|
| 議 会 事 務 局 書 記 | 渡 邊 ち え | 議 会 事 務 局 書 記 | 林 桂 太 郎 |
|------------------|---------|------------------|---------|

○委員長（高木将延君） それでは皆さんおそろいですので、ただいまから建設市民委員会を開会いたします。

発言される方は、委員の方も挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのスイッチを入れてからお話してください。

本日は、陳情第 6 号 「桜ヶ丘ハイツ櫛ヶ丘地区内における大規模太陽光発電施設の計画について」 審査のために陳情者を参考人招致することについてを議題といたします。

可児市議会基本条例第 6 条第 4 項において、議会は請願及び陳情を市民による政策提言と位置づけ、その審査においては必要に応じて当該請願及び陳情をした者の意見を聞く機会を設けるように努めなければならないと定めております。今回、可児市民から陳情第 6 号が提出されておりますので、本日はその陳情者から意見を聞くかどうかを決定したいと思います。

これにつきまして意見のある方はありませんか。

○委員（伊藤健二君） 問題の性格が大変重要な内容だというふうに認識をしておりますので、事、この案件に関しては陳情者を参考人として招致することについては賛成をいたします。

それはそれといたしまして、これまでの議会の慣例で言うと、議会基本条例を制定する以前から、請願者、陳情者はありました。そして陳情者については、議員紹介を含めて手続を経ていないので、一応参考にとどめることで、よく各議員において勉強されたしということで、取り扱い上は聞きおきということが慣例化していました。しかし、その慣例はいつまでもそのまま縛りとしてやっておく必要はあるのかなあというのは、私自身疑問に思っていた時期もありますが、いろんな議員からちょっと声を聞いてみると、これは慣例で縛りとして残していかないと、あれからこれから全部検討事項ばかりが広がってしまって、議論が集中できないという問題もあるんじゃないのという、そうした側面も指摘があったりしたこともあって、しばらくこの問題については取り扱ってこなかったんですが、今回こういう形で議会基本条例を基軸にして、重要であると判断され、委員会として取り上げることが決まれば、それは陳情であれ請願であれ、かかわりなく条例の趣旨に従って参考人招致をして、ルールで取りまとめていくということが必要なのかなというふうに思いました。

そういうことも含めて、第 2 点目として、これを一つの皮切りにして、発展的な措置として扱っていただいたらどうかなというふうに思います。いかがでしょうか。

○委員長（高木将延君） ありがとうございます。

そのほかはよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

今、伊藤健二委員からも発言いただきました。私も、陳情のほうで参考人という形で今まで呼んだことがないということは聞いております。ただ、事案が事案でございます。議員のほうからも一般質問等が出ておりますし、やはり陳情を出された方はその地区の市民だということで、これは委員会等のほうでも扱っていかねばいけない事案ではないかなと思います。内容等の審査に関しては次の委員会のほうで諮りたいと思いますが、今回はその趣旨

説明等を提出者から聞くかどうかということを経験としております。

○委員（川上文浩君） 今、陳情についてちょっと伊藤健二委員のほうからあったんですけれども、私が委員長として議会基本条例をつくって議論していた中で、市内から出てくる、市民から出てくる請願、陳情というのは、これは参考人招致は当たり前なんだというのが、私はそういうつもりでずっといたんですけれども、その時々でちょっと忘れ去られていた部分があるのかなと。やはり請願、陳情というのは市民意見の三大要素ですね。議会基本条例の三大要素は、請願、陳情は市民からの政策提言と受けとめて参考人招致をなささいというのが趣旨ですので、本来、市内のどんな団体であっても、請願、陳情が来た場合には参考人招致するのは大前提という、例えば、荒木さんという個人名を出してはだめなんですけれども、あの方のような請願が市内から出てきた場合はちょっといろいろ議論があるところですけど、基本的には議会基本条例の三大要素ということで、反問権、それから請願、陳情の参考人招致と、それから自由討議というのはもう可児市議会の根幹ですので、ちょっと一部の流れの中で参考人招致しなかった例はあるんですけど、これは私は条例違反だと個人的には思っていますので、どんどん市民からの政策提言と受けとめて議論していくべきだと思っています。

○委員長（高木将延君） ありがとうございます。

そのほか意見ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

意見もないようですので、これより陳情第6号「桜ヶ丘ハイツ櫛ヶ丘地区内における大規模太陽光発電施設の計画について」審査のために陳情者を参考人招致することについて、挙手により採決をしたいと思います。

参考人を招致することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

ありがとうございます。

挙手全員でございます。よって、参考人を招致することに決定いたしました。

それでは、可児市議会委員会条例第28条に基づき、議長を経て参考人へ通知を行い、平成29年12月13日の本委員会に参考人として意見を聞くことといたします。

ほかに委員の方から御意見ございませんでしょうか。

○委員（伊藤健二君） 日程についてですが、12月13日は後ろがありましたよね、現地視察等。それとの関係もあって、これが何分招致するかですが、それは時間的にどうなるでしょうか。

○委員長（高木将延君） 日程のほう、事務局とちょっと調整したいと思っております。参考人の方の時間もありますけど、できれば先に、一番最初にこれを扱って、その後にはほかの議案に移りたいかなとは思っております。

○委員（酒井正司君） 準備をある程度しないと、ゼロから恥ずかしい質問というか、確認事項が入ってはせっかく来てもらう方に失礼なので、今までの経緯とか県とのかかわりとか、

何かちょっとまとめたものが事前に欲しいなと思うんですが。

○委員長（高木将延君） わかりました。そのあたりの資料もこちらのほうで作りまして、またサイボウズのほうに載せたいと思います。ありがとうございます。

そのほか、よろしかったでしょうか。

〔挙手する者なし〕

意見もないようですので、これにて建設市民委員会を終了いたします。お疲れさまでございました。

閉会 午前 10 時 32 分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 29 年 11 月 30 日